

第 1 回厚真町議会定例会説明資料

(その 2 (別冊 2 関係))

令和 6 年 3 月 5 日

目 次

厚真町議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定	2 頁
厚真町議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正	3 頁
厚真町議会傍聴規則の一部改正	4 頁

厚真町議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定について

1 制定の趣旨

地方自治法の一部改正（令和４年度法律第１０１号）等に伴い議会の議員に係る請負に関する規則が緩和されたことを踏まえ、町に対し請負をする議員が、当該請負の対価として各会計年度に町から支払いを受けた金額の総額等を議長に報告し、当該報告の内容を議長が公表することにより、もって議員の個人による請負の状況の透明性の確保に資するため、本条例を制定するものである。

2 条例の概要について

第１条ではこの条例の目的を、厚真町議会議員（以下「議員」という。）が厚真町に対し請負（地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第９２条の２に規定する請負をいう。以下同じ。）をする者又はその支配人である場合における請負の状況を公表すること等により、請負の状況の透明性を確保し、もって議会の運営の構成及び事務の執行の適正を図ることを目的として制定するものと規定。

第２条では、報告の事項等を既定。

第３条以降については、報告一覧の作成方法及び公表等についてそれぞれ規定。

厚真町議会の個人情報の保護に関する条例新旧対照表

改 正 後	改 正 前
第1条～第53条 （略）	第1条～第53条 （略）
(委任) 第54条 職員若しくは職員であった者、第9条第2項若しくは第15条第5項の委託を受けた業務に従事している者若しくは従事していた者又は議会において個人情報、仮名加工情報若しくは匿名加工情報の取扱いに従事している派遣労働者若しくは従事していた派遣労働者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第2条第5項第1号に係る個人情報ファイル(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)を提供したときは、<u>2年以下の拘禁刑</u>又は100万円以下の罰金に処する。 第55条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、<u>1年以下の拘禁刑</u>又は50万円以下の罰金に処する。 第56条 職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、<u>1年以下の拘禁刑</u>又は50万円以下の罰金に処する。 第57条～第58条 （略）	(委任) 第54条 職員若しくは職員であった者、第9条第2項若しくは第15条第5項の委託を受けた業務に従事している者若しくは従事していた者又は議会において個人情報、仮名加工情報若しくは匿名加工情報の取扱いに従事している派遣労働者若しくは従事していた派遣労働者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第2条第5項第1号に係る個人情報ファイル(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)を提供したときは、<u>2年以下の懲役</u>又は100万円以下の罰金に処する。 第55条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、<u>1年以下の懲役</u>又は50万円以下の罰金に処する。 第56条 職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、<u>1年以下の懲役</u>又は50万円以下の罰金に処する。 第57条～第58条 （略）

厚真町議会傍聴規則新旧対照表

改 正 後	改 正 前
第1条～第3条 （略） （傍聴の手続） 第4条 会議を傍聴しようとする者は、所定の 場所で自己の住所、氏名及び年齢を<u>傍聴人</u> <u>受付票</u>に記入しなければならない。 第5条～第11条 （略）	第1条～第3条 （略） （傍聴の手続） 第4条 会議を傍聴しようとする者は、所定の 場所で自己の住所、氏名及び年齢を<u>傍聴人</u> <u>受付簿</u>に記入しなければならない。 第5条～第11条 （略）